

個別約款（床暖料金契約）

2019年10月1日実施

大阪瓦斯株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 料金	2
4. 割引制度	2
5. 精算	2
6. 設置確認及び解約等	3
7. その他	3
付則	3
（別 表）	5

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「床暖料金契約」とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「家庭用ガス温水床暖房システム」（以下「床暖房」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に設置した配管に温水を供給して暖房（温風暖房を除く。）を行うシステムをいいます。
- (3) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」（以下「浴乾」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムのことをいいます。
- (4) 「ミスト発生器」とは、エネルギー源としてガスを使用する熱源機から供給される温水を浴室で噴霧する機器であって、浴室の壁又は天井に固定されているものをいいます。
- (5) 「ガスコンロ」とは、エネルギー源としてガスを使用する、鍋、フライパンなどの炊事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して加熱することができるものをいいます。
- (6) 「家庭用高効率給湯器」（以下「高効率給湯器」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、潜熱(ガスの燃焼により生じる水蒸気に含まれる熱エネルギーをいいます。)を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90パーセント以上である給湯器をいいます。
- (7) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (8) 「夏期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいいます。

2. 適用条件

本個別約款の適用条件は、次のとおりといたします。

- (1) 床暖房を専用住宅又は1需要場所に設置するガスメーターの能力（一般ガス供給約款及び他の個別約款（小型空調契約及び空調夏期契約に限ります。）による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さままたは一般ガス供給約款22(1)ただし書きもしくは基本約款18(1)ただし書きの規定により料金を算定しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要で、お客さまが床暖料金契約を希望されること。
- (2) 家庭用ガス温水床暖房契約第一種は、床暖房を所有し、季節に応じ日常的に使用されて

いること。家庭用ガス温水床暖房契約第二種は、床暖房と定格給湯能力が60号以下（定格給湯能力の1号とは水温よりも25℃高い湯を1分間に1リットル給湯できる能力をいいます。）の高効率給湯器を所有し、季節に応じ日常的に使用されていること。

3. 料金

当社は、家庭用ガス温水床暖房契約第一種には別表の料金表1（各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。料金表2も同じ。）を、家庭用ガス温水床暖房契約第二種には別表の料金表2を適用して料金を算定いたします。

4. 割引制度

(1) 本個別約款を適用されているお客さまで、①浴乾、②ミスト発生器、③ガスコンロを所有し、季節に応じ日常にご使用のお客さまに対しては、次の所有の組み合わせによって3に定める料金から1か月につき以下に定める割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

[割引額]

イ ①、②、③のすべてを所有の場合

割引額＝3に定める料金×9パーセント（1円未満の端数切り上げ）

ロ ①、②のみを所有の場合

割引額＝3に定める料金×7パーセント（1円未満の端数切り上げ）

ハ ①、③のみを所有の場合

割引額＝3に定める料金×7パーセント（1円未満の端数切り上げ）

ニ ①のみを所有の場合

割引額＝3に定める料金×5パーセント（1円未満の端数切り上げ）

ホ ③のみ（又は②、③のみ）を所有の場合

割引額＝3に定める料金×2パーセント（1円未満の端数切り上げ）

(2) 割引上限額は、1契約1か月につき4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。割引額が4,400円（消費税等相当額を含みます。）を上回る場合は4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。

(3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。

5. 精算

(1) 2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日（当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、5（2）及び6（3）において同じ。）までさかのぼって精算させていただきます。この場合の精算額は、2の条件

をいずれも満たさない場合は、一般ガス供給約款に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額、家庭用ガス温水床暖房契約第二種の条件のみを満たさなくなった場合は、家庭用ガス温水床暖房契約第一種に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。

- (2) 4の割引制度を適用されているお客さまで、その適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日までさかのぼって適用すべき条件に基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

6. 設置確認及び解約等

- (1) 当社は、床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロ・高効率給湯器が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は床暖料金契約の申し込みを承諾しない、又は床暖料金契約を解約することといたします。
- (2) 床暖房・浴乾・ミスト発生器・ガスコンロ・高効率給湯器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、床暖房を取り外した場合は、床暖料金契約を解約したものとみなします。また、家庭用ガス温水床暖房契約第二種を適用されているお客さまが高効率給湯器を取り外した場合は、家庭用ガス温水床暖房契約第一種に契約種別を変更いたします。
- (3) (1)又は(2)に基づく解約日、契約種別もしくは割引額の変更日は、2又は4に定める適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日といたします。

7. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2019年10月1日から実施いたします。

2. 本個別約款の実施に伴う切替え措置

- (1) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年10月1日から同月31日までの間に支払義務が発生する料金については、現行の基本約款の変更前の基本約款（以下「旧基本約款」といいます。）および本個別約款の変更前の個別約款（以下「旧個別約款」といいます。）に基づき算定いたします。

(2) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年11月1日以降に支払義務が発生する料金については、次の算式により算定いたします。

(算式)

$$\text{料金}^{(\ast 1)} = (\text{イ}) \text{消費税率を8パーセントとして算定した料金}^{(\ast 2)} \times \alpha \\ + (\text{ロ}) \text{消費税率を10パーセントとして算定した料金}^{(\ast 3)} \times (1 - \alpha)$$

※1 各項の算定においては、1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨ていたします。

※2 (イ)の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金については、旧個別約款別表の各料金表を適用いたします。

※3 (ロ)の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金については、本個別約款別表に規定する各料金表を適用いたします。

(備考)

$\alpha = \text{前回確定日}^{(\ast)}$ の翌日から起算して2019年10月31日までの期間の月数^(**) / $\text{前回確定日}^{(\ast)}$ の翌日から起算して2019年10月1日以後最初の支払義務発生日までの期間の月数^(**)

* 前回確定日とは、2019年9月30日以前の支払義務発生日のうち最後のもの(支払義務発生日がない場合は新たにガスの使用を開始した日)をいいます。

** 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月といたします。

(別 表)

1. 適用区分

料金表A 夏期のご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 夏期のご使用量が20立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表C 冬期のご使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 冬期のご使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 冬期のご使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 冬期のご使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表1 (家庭用ガス温水床暖房契約第一種)

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	175.78円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,503.11円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	88.58円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	175.78円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,362.16円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	145.62円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3, 7 9 4 . 8 9 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	9 6 . 9 7 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	--------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	3, 9 1 6 . 1 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	9 5 . 7 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	--------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表 2 (家庭用ガス温水床暖房契約第二種)

① 料金表A

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	7 5 9 . 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	----------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 6 7 . 2 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,433.85円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	83.50円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	167.25円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,271.51円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	141.62円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,702.72円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	93.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,807.62円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	91.95円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。